

社会保障制度
とはライフサイクルと
社会保障社会保障制
度の体系主な社会保
険の特徴生活保護
(1)生活保護
(2)障害者の
状況

1. 主な社会保険の特徴

前回の通信に記載したように、社会保険には5種類あります。全てが一斉に施行されたものでなく、社会の変化に対応して改正、追加されてきました。

ここでは、我々の生活に関係する3つを取りあげてみました。

医療保険

国民皆保険によって、誰でも、いつでも、どこでも、保険を使って医療を受けることができます。これは先進国である米国にはありません。

しかし、保険であるのに関わらず、利用者は1~3割の負担があるのはなぜでしょうか？ 一部負担してもらうことで、患者側には本当に必要なときこそ診察を受けようとするインセティブが働くとあります。しかし、経済的事情で受診を抑制して病状を悪化させることは保険の主旨ではないので、一定額を超えた際には「高額療養費制度」で自己負担を抑えることにしています。

(引用:厚労省白書H24年 p.42)

企業等に勤務の人は、医療(健康)保険料は給与から天引きされており、徴収もれはありませんが、国民健康保険の世帯では収入の変動などで未納があったりして、医療保険の恩恵を受けられないこともあります。

年金保険

老後の生活資金として受給できる年金は、少子高齢化の流れの中、給付と負担の割合のバランスのことで社会的な課題となっています。医療保険と同様、国民皆年金です。

日本の公的年金制度(国民年金、厚生年金、共済年金)は、現役で働く世代が保険料を支払い、その保険料を財源として高齢者世代に年金を給付する賦課方式をとっています。いわゆる、「世代間扶養」の仕組みになっているのが特徴です。

しかし、この制度は1960年代に制度化されており、現在のような、少子高齢化、核家族化、経済の停滞になるといった以前の社会事情であったため、現在では国家的課題として年金制度は「税と社会保障の一体化」テーマとなっています。

また、障害を負い働けなくなったりした方にも、給付年齢の65歳になる前に給付される「障害年金」があることを覚えておきましょう。

介護保険

介護保険は、日本の社会保険の中で一番新しくできた保険で、2000年から開始されました。この制度は、世界でも超スピードで進む高齢化に対応するためにできたものです。とりわけ、2025年に75歳を迎える「団塊の世代(約600万人)」を念頭にいったものと言えましょう。

医療の進化や社会環境の変化で平均寿命が長くなり、夫婦同士の老老介護や、核家族化による独居者が増えることになりました。介護する人を家族だけでなく、幅広く社会全体で支え合うものとした画期的なものです。しかし、基本は「介護される人の自立と尊厳を大切にする」というものを忘れてはなりません。

なお、介護保険料はサラリーマンの方の40歳以上の人は給与から医療(健康)保険と一緒に控除されています。65歳以上の人は年金から特別控除されています。